

令和 6 年度

指定障害福祉サービス事業者等及び 指定障害児通所支援事業者等 実地指導結果

指定障害福祉サービス事業者等については、鹿児島県指定障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要領に基づき平成19年度から実地指導を行っているが、平成24年度から障害児を対象とした事業については、児童福祉法に根拠規定が一本化され、「障害児通所支援」に再編されたことから、指定障害児通所支援事業者については、鹿児島県指定障害児通所支援事業者指導・監査実施要領に基づき実地指導を行っている。指定障害児入所施設等については、鹿児島県指定障害児入所施設等監査実施要領に基づき、平成27年度から一般監査を行っている。

また、毎年度、指定障害福祉サービス事業者等に対し、集団指導を行っている。

1 指定障害福祉サービス事業者等の集団指導の結果概要

毎年度、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の全事業所・施設を対象に、サービス提供等の留意事項、サービス等に要する費用の請求の内容、制度改正内容及び前年度の実地指導結果の概要などについて、講習等の方法により行っているが、令和6年度については、講習等の形式によらず、県ホームページへの資料の掲載により行った。

2 指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査結果の概要

実地指導は、1,341事業所・施設を対象に、386事業所等について行い（実施率28.8%）、そのうち40事業所等に対して延べ156件の指摘を行った。

指摘件数のうち、「運営に関する基準」が全体の65.4%を占めているが、その内訳をみると、「身体拘束等の禁止（21件）」、「業務継続計画の策定等（14件）」の指摘があった。

また、「介護（訓練等）給付費の算定及び取扱い」に関しては、51件の指摘があり、算定誤り等により19事業所に返還を指示した。

※返還件数：R7.4現在で返還金額が確定した事業者のみ計上

3 指定障害児通所支援事業者の指導・監査結果の概要

実地指導は、569事業所を対象に、182事業所について行い（実施率32.0%）、そのうち52事業所に対して延べ108件の指摘を行った。

指摘件数のうち、「身体拘束等の禁止（17件）」、「業務継続計画の策定等（8件）」、「サービス提供の記録（8件）」等、運営に関する指摘がみられた。

また、「障害児通所給付費の算定及び取り扱い」に関しては、37件の指摘があり、算定誤り等により8事業所等に返還を指示した。

※返還件数：R 7. 4現在で返還金額が確定した事業者のみ計上

4 指定障害児入所施設等の指導・監査結果の概要

一般監査は、10施設を対象に、6施設について行い（実施率60.0%）、1施設に対して、協力医療機関等に関する指摘を行った。

なお、返還を指示した施設はない。

5 実地指導状況

(1) 指定障害福祉サービス事業者等

事業種別		対象数	実地指導 実施数	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
1	居宅介護事業所	160	49	6	18
2	重度訪問介護事業所	149	42	5	17
3	同行援護事業所	51	16	3	9
4	行動援護事業所	15	3	0	0
5	療養介護事業所	3	-	-	-
6	生活介護事業所	159	45	1	13
7	短期入所事業所	121	28	1	2
8	重度障害者等包括支援事業所	-	-	-	-
9	障害者支援施設	58	17	2	6
10	自立訓練（機能訓練）事業所	5	-	-	-
11	自立訓練（生活訓練）事業所	21	2	0	0
12	就労移行支援事業所	20	5	0	0

事業種別		対象数	実地指導 実施数	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
13	就労継続支援（A型）事業所	57	12	1	2
14	就労継続支援（B型）事業所	276	90	14	61
15	就労定着支援事業所	7	3	0	0
16	自立生活援助事業所	5	1	0	0
17	共同生活援助事業所	157	51	5	26
18	地域移行支援事業所	39	11	1	1
19	地域定着支援事業所	38	11	1	1
合 計		1,341	386	40	156

※対象事業者数：令和7年4月1日現在の当初計画数を計上

(2) 指定障害児通所支援事業者

事業種別		対象数	実地指導 実施数	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
1	児童発達支援事業所	197	66	18	39
2	福祉型 児童発達支援センター	23	7	0	0
3	放課後等デイサービス事業所	275	87	30	57
4	居宅訪問型児童発達支援事業所	11	1	0	0
5	保育所等訪問支援事業所	63	21	4	12
合 計		569	182	52	108

※対象事業者数：令和7年4月1日現在の当初計画数を計上

(3) 指定障害児入所施設等

事業種別		対象数	実地指導 実施数	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
1	福祉型障害児入所施設	8	6	1	1
2	医療型障害児入所施設	2	－	－	－
合 計		10	6	1	1

※対象事業者数：令和7年4月1日現在の当初計画数を計上

※ 文書指摘内容詳細は、別表5

(別表5)

事業者等に対する主な文書指摘事項（件数）

区 分	計	障害福祉 サービス事 業者等	障害児通所 支援事業者	障害児入所 施設等	備 考
第1 基本方針	2	2	-	-	
第2 人員に関する基準	0	-	-	-	
第3 設備に関する基準	0	-	-	-	
第4 運営に関する基準	174	102	71	1	・ 身体拘束等の禁止 ・ 内容及び手続の説明及び 同意 ・ 非常災害対策 ・ サービスの提供の記録 ・ 虐待の防止 ・ 業務継続計画の策定 等
第5 多機能型（一体型） に関する特例	0	-	-	-	
第6 障害児通所給付費 の算定及び取扱い	38	1	37	-	・ 各種加算 ・ 障害児通所給付費
第7 介護(訓練等)給付費 の算定及び取扱い	51	51	-	-	・ 共同生活援助，就労支援 B（サービス） ・ 各種加算
第8 その他	0	-	-	-	
合 計	265	156	108	1	